

# コンクリート技士制度規則

昭和 58 年 10 月 31 日 制定  
平成 20 年 12 月 25 日 改正  
平成 23 年 4 月 1 日 改正  
平成 24 年 5 月 24 日 改正  
平成 25 年 12 月 26 日 改正  
平成 26 年 12 月 17 日 改正  
平成 27 年 3 月 25 日 改正

## (目 的)

第1条 コンクリート技士制度は、レディーミクストコンクリートおよびコンクリート製品の製造、コンクリートの工事ならびにコンクリートの試験研究等に関する業務（以下、コンクリート技術関係業務という）に携わる技術者の資格を定めて、その技術の向上を図るとともにコンクリートに対する信頼性を高め、建設産業の進歩発展に寄与することを目的とする。

## (資 格)

第2条 この規則に基づき公益社団法人日本コンクリート工学会（以下、本学会という）が実施するコンクリート技士試験（以下、技士試験という）またはコンクリート主任技士試験（以下、主任技士試験という）に合格し、かつ登録をした者に対し、登録の有効期間中それぞれ「コンクリート技士」（以下、技士という）または「コンクリート主任技士」（以下、主任技士という）の資格を付与する。

2. 技士は、コンクリートの製造、施工、試験、検査および管理等日常の技術的業務を実施する能力のある技術者とする。
3. 主任技士は、コンクリートの製造、工事および研究における計画、管理、指導等を実施する能力のある高度の技術をもつ技術者とする。

## (コンクリート技士試験委員会)

第3条 技士試験および主任技士試験の実施と運営は、コンクリート技士試験委員会（以下、試験委員会という）がこれに当たる。

2. 試験委員会の組織および業務は別に定める。

## (コンクリート技士研修委員会)

第4条 コンクリート技士および主任技士研修（以下、研修という）の実施と運営は、コンクリート技士研修委員会（以下、研修委員会という）がこれに当たる。

2. 研修委員会の組織および業務は別に定める。

## (受験資格)

第5条 技士試験を受けようとする者は、コンクリート技術関係業務に 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

2. 主任技士試験を受けようとする者は、コンクリート技術関係業務に 7 年以上の経験を有する者でなければならない。

## (経験年数の短縮)

第6条 技士試験を受けようとする者であって次の項に該当する者は、第 5 条第 1 項に定め

る経験年数を1年短縮することができる。

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学・短期大学・高等専門学校・工業高等学校で、コンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学、セメント化学、無機材料工学、等）を履修し、その学校を卒業した者。

2. 主任技士試験を受けようとする者であって、次の各号の一に該当する者は、第5条第2項にかかわらず、受験資格を有する者とする。
  - (1) 技士試験に合格した後、さらにコンクリート技術関係業務に2年以上の経験を有する者。
  - (2) 学校教育法（前掲）による大学、短期大学、高等専門学校で、コンクリート技術に関する科目（前掲）を履修し、その学校を卒業した者で、コンクリート技術関係業務に4年以上の経験を有する者。
  - (3) 学校教育法（前掲）による工業高等学校で、コンクリート技術に関する科目（前掲）を履修し、その学校を卒業した者で、コンクリート技術関係業務に5年以上の経験を有する者。
  - (4) 一級建築士、技術士（建設部門、農業部門－農業土木）、コンクリート診断士、土木学会認定（特別上級、上級、1級）土木技術者、RC CM（鋼構造およびコンクリート）、コンクリート構造診断士で登録している者、あるいは、1級土木施工管理技士または1級建築施工管理技士で監理技術者資格者証を有する者。

（試験）

第7条 技士試験および主任技士試験は筆記試験とし、毎年1回行う。

（試験関連情報の公開と合格者の発表）

第8条 前条の試験の実施日時・会場・受験資格・受験申込み方法等の受験申込み手続に必要な情報を、「コンクリート工学」誌およびホームページで公開する。

2. 前条の試験の可否判定は、試験委員会が発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会で決定する。
3. 前条の試験の結果は、直接受験者本人に通知する。また、合格者の受験番号、氏名を「コンクリート工学」誌上に掲載するとともに、合格者の受験番号、試験の正解肢をホームページに掲載する。

（登録）

第9条 技士試験または主任技士試験に合格した者は、当該年度（年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）およびその翌年度から3年間は、所定の登録受付期間に登録の申込みをすることができる。3年間経過後の登録申込みについては、第13条（再登録）を準用する。

2. 登録事項は、技士および主任技士それぞれについて、氏名、生年月日、性別、学歴、住所、勤務先の名称・所在地、合格番号、登録番号、登録有効期限等とする。
3. 次に掲げる事項に該当する者は、登録することができない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
  - (4) 国土交通大臣の定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の第4条第1項の2号および3号に該当する者

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、試験に合格した年度の翌年度から4年間とし、その後第11条により4年毎に更新することができる。

(登録の更新)

第11条 登録の更新をしようとする者は、登録有効期間最終年度の登録受付期間に、登録更新の申込みをしなければならない。ただし、登録更新の申込みをすることができるのは、当該年度またはその前年度に本学会が実施する研修を受講した者に限る。

(登録の失効)

第12条 前条により登録の更新をしなかった者の登録は、有効期間満了と同時に失効し、第13条により再登録するまでは、技士または主任技士の資格を用いることはできない。

(再登録)

第13条 前条により登録が失効した者が研修を受講したときは、当該年度の所定登録受付期間に再登録の申込みをすることができる。

2. 再登録による登録の有効期間は、再登録申込みの翌年度から4年間とし、その後第11条により、4年毎に更新することができる。

(登録証)

第14条 技士または主任技士の登録(更新登録・再登録を含む)をした者に対しては、登録の有効期限を明示した登録証を交付する。

(受験料・登録料・研修受講料)

第15条 第7条の試験、第9条の登録、第11条の登録更新、第13条の再登録、第11条ただし書きの研修受講、および第13条第1項の研修受講に当たっては、別に定める金額を納めなければならない。

(資格の剥奪、資格審査会)

第16条 技士あるいは主任技士が、次のいずれかに該当する場合には、会長は次項に定める資格審査会の審査結果を踏まえ、理事会の承認を経て資格を剥奪する場合がある。

- (1) 第9条4項各号の一に該当するに至った場合
  - (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて、登録あるいは更新を受けた場合
  - (3) 技士あるいは主任技士に関する業務において重大な過失を犯した場合
  - (4) 技士あるいは主任技士に関する業務において不正又は著しく不当な行為を行った場合
  - (5) その他、技士あるいは主任技士の職務を行うに当たり、前各号に類するような信用・品位を著しく傷つける行為を行った場合
2. 資格審査会は、前項に該当する者の資格の剥奪に関する審議を行う。  
資格審査会は、資格・講習委員会の中に設けるものとし、資格・講習委員会の委員および外部有識者をもって構成する。
  3. 理事会は、前項の資格審査会の審査結果に基づき審議を行い、資格の剥奪に係わる決定を行う。
  4. 資格を剥奪する者については、会長は遅滞なく、理由を付してその旨を通知するものとする。

(細 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第17条 この規則の改廃は、試験委員会または研修委員会が発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会が議決する。

## 付 則

(実施期日)

1. この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日より実施し、同時に昭和 45 年 5 月 11 日制定のコンクリート技士試験制度規則（以下旧規則という）を廃止する。

(経過措置)

1. 旧規則に基づき技士または主任技士の称号を有する者は、その称号を従来どおり使用できるものとする。
2. 技士の場合、昭和 62 年度までの所定登録受付期間に登録の申込みをした者に対しては昭和 63 年度末を有効期限とする登録証を交付し、以後この規則を適用する。また、昭和 63 年度以降は、研修を受講して当該年度の所定登録受付期間に登録の申込みをすることができる。この場合は、登録の翌年度から、4 年間の有効期限を有する登録証を交付し、以後この規則を適用する。

(経験年数の変更)

平成 24 年 5 月 24 日付

1. 第 6 条第 1、2 項、土木工学、農業土木工学、建築学に関する学科を削除する。
2. 第 6 条第 1、2 項、コンクリート技術に関する科目の説明にコンクリート工学、土木材料学、建築材料学、セメント化学、無機材料学、等を追加する。
3. 第 6 条第 2 項 4 にコンクリート診断士、土木学会認定（特別上級、上級、1 級）土木技術者、RCCM（鋼構造およびコンクリート）、コンクリート構造診断士で登録している者、を追加
4. 第 6 条第 3 号を削除する。

(コンクリート診断士委員会廃止に伴う変更)

平成 26 年 4 月 1 日付

1. 第 3 条の試験委員会と第 4 条の研修委員会の組織と業務を別に定めることとし、内容を簡潔にする。
2. 第 7 条で、主任技士試験の口述試験が廃止されたことを反映させる。
3. 資格・講習委員会が技士試験、技士研修の各委員会を所管するので、第 8 条で試験の合否判定の審議を、第 18 条で規則の改廃の審議を資格・講習委員会が行うことに変更する。
4. この規則の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(登録および罰則規定の変更)

平成 26 年 12 月 17 日付

(登 録)

1. 登録することができない者を第 9 条第 4 項に追加する。

(資格の剥奪、資格審査会)

2. 第 16 条、資格の剥奪に関して具体的な事項を明示する。
3. 資格の剥奪に関する審議を行う資格審査会を設ける。
4. この規則の改正は、平成 26 年 12 月 17 日より施行する。

(コンクリート主任技士研修実施に伴う変更)

平成 27 年 3 月 25 日付

1. 第 4 条第 1 項に、主任技士研修を追記する。
2. 第 9 条、第 10 条、第 11 条および第 13 条で、技士と主任技士で別々に記載していた内容を統一する。
3. この規則改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。